

第九十四号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
 別表第二健康部の表三の項中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改め、同表に次のように加える。

<p>八十七 興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）第二条第一項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>興行場営業許可申請手数料</p> <p>1 興行場営業（臨時又は仮設構造による興行場営業を除く。）</p> <p>2 臨時又は仮設構造による興行場営業</p>	<p>一件につき 二万七百五十円</p> <p>一件につき 一万三千五百五十円</p>	<p>許可申請のとき</p>
--	--	---	----------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二健康部の表三の項の改正規定は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の改正に伴い、事業譲渡による旅館業の許可を受けた営業者の地位の承継の承認申請に対する審査事務に係る手数料を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。